

インフォメーション

平成 28 年 11 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

ダイレクト納付について

～自宅やオフィスから簡単納税～

「納税のたびに金融機関へ出向くのは面倒だなあ」 こんな思いをされていませんか？

ダイレクト納付なら、インターネットを利用できるパソコンがあれば、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となります。

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データから送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

特に納税利用回数の多い、源泉所得税の毎月納付手続きなどに便利です。

【1】ダイレクト納付のメリット

- ① 納付手続きが簡単（電子申告等の後、簡単な操作で納付手続きが完了）
- ② インターネットバンキングの契約が不要。
- ③ 電子証明書やICカードリーダー不要。
- ④ 利用料・手数料がかからない。
- ⑤ 即時または期日を指定しての納付が可能
- ⑥ 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能。（注）

（注）納税者本人の納税用確認番号等を登録しておくことが必要です。

【2】対象となる国税について

電子申告等が可能な税目（源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税、酒税、印紙税など）が対象となります。

なお、納付情報登録を行うことにより、上記の税目にかかわらず全税目について利用が可能です。

【3】ダイレクト納付の利用開始のための手順

- ① e-Taxホームページから「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出
- ② 「利用者識別番号等」を取得。（即時発行されます。）
- ③ 「ダイレクト納付利用届出書」を書面で納税地等の所轄税務署へ提出

※利用可能となるまで、「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから1か月程度かかります。

平成29年1月4日以降に国税を納付する場合にはクレジットカードによる納付も可能となりますが、利用手数料がかかります。ダイレクト納付は利用手数料がかかりません。

便利なダイレクト納付、この機会に導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。